

令和4年度決算審査特別委員会（第6回）

令和5年9月14日（木曜日）午前9時58分開会

○付託案件

- 認定第1号 令和4年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和4年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 令和4年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 令和4年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 令和4年度七飯町水道事業会計決算認定について
認定第6号 令和4年度七飯町下水道事業会計決算認定について

1. 各課の聴取について
2. その他

○出席委員（12名）

委員長	川上弘一	副委員長	川村主税
委員	澤出明宏	委員	江口勝幸
委員	青山金助	委員	佐々木陵二
委員	田村敏郎	委員	稲垣明美
委員	中川友規	委員	平松俊一
委員	上野武彦	委員	池田誠悦

○欠席委員（0名）

○議長出席の有無 無

○出席説明員（5名）

教育総務課長	倍楼司	学校教育課長	柴田憲
生涯教育課長	竹内圭介	スポーツ振興課長	高橋雅貴
学校給食センター長	福永崇弘		

○本会議の書記

事務局 長 広部美幸 書記 山本翔大

午前9時58分 開会

○川上委員長 それでは、皆様、おはようございます。

ただいまより、令和4年度決算審査特別委員会、第6回目を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日は、教育総務課、学校教育課、生涯教育課、スポーツ振興課、学校給食センターの順番の予定でございます。

各課の聴取が終了しましたら、町長総括について、皆様と協議をしてみたいと思っております。

また、各課長に申し上げますが、資料は事前に配付されておりますので、資料の事業決算の具体的な内容につきましては、特段の説明のない限り、「記載のとおり」ということでよろしくお願い申し上げます。

それでは、各課の聞き取りを行います。

初めに、教育総務課の聞き取りを行います。

教育総務課長、お疲れさまでございます。

決算書及び提出資料に基づいて、説明をお願いいたします。

それでは、教育総務課長、お願いいたします。

○倍楼教育総務課長 それでは、教育総務課の所管事務について御説明をいたします。

まず、共通資料、共通様式の御説明をしてみたいと思います。

ナンバーの1、事業決算名が教育委員会費、当初予算額197万2,000円、補正予算額22万円減額、予算現額計175万2,000円、支出済額166万465円、不用額9万1,535円、執行率は94.8%。決算内容は記載のとおりでございます。

次に、ナンバーの2、事務局費（学校庶務）、当初予算額409万4,000円、補正予算額35万7,000円減額、予算現額計373万7,000円、支出済額359万1,280円、不用額14万5,720円、執行率96.1%。決算内容は記載のとおりでございます。

ナンバーの3、対外競技参加費、当初予算額340万円、補正予算額365万円増額、予算

現額計705万円、支出済額689万7,806円、不用額15万2,194円、執行率97.8%。決算内容は記載のとおりでございます。

ナンバーの4、学校教育公用車管理費、当初予算額72万4,000円、補正予算額4,000円減額、予算現額計72万円、支出済額60万9,678円、不用額11万322円、執行率84.7%。決算内容は記載のとおりでございます。

続いて、2ページ目になります。

ナンバーの5、教員住宅管理費、当初予算額190万2,000円、補正予算額1,963万円、予算現額計2,153万2,000円、支出済額2,152万2,114円、不用額9,886円、執行率は100%。決算内容は記載のとおりでございます。

ナンバーの6、校舎等営繕費(小学校)、当初予算額5,189万7,000円、補正予算額231万6,000円増額、予算現額計5,421万3,000円、支出済額5,414万9,308円、不用額6万3,692円、執行率99.9%。決算内容は記載のとおりでございますが、役務費、手数料の予算不足のため、委託料から2万4,000円を流用してございます。

次に、ナンバーの7、校舎等営繕費(中学校)、当初予算額2,930万2,000円、補正予算額874万3,000円増額、流充用額15万円、予算現額計3,819万5,000円、支出済額3,811万6,446円、不用額7万8,554円、執行率99.8%。

決算内容は記載のとおりでございますが、公舎ほか修繕料予算不足のため、委託料から7万4,000円を流用、11月2日岳陽学校の地下重油タンクの給油口からの油の漏洩があり、緊急対応が必要であったため、予備費から15万円を充用してございます。

続きまして、様式の2の説明をいたします。

令和4年度予算流用及び予備費充用の状況でございます。

1点目、充用。公舎等営繕費(中学校)の公舎ほか修繕料に対しまして、15万円を充用してございます。予備費から需用費に充用ござ

います。内容としましては、令和4年11月2日発生の大沼岳陽学校の重油給油口管の破損に伴う修繕料の予算不足のためでございます。

2点目、流用でございます。公舎等営繕費（中学校）公舎ほか修繕料に対しまして、7万4,000円を流用でございます。委託料から需用費に流用でございます。大沼岳陽学校の温水暖房配管の漏水に伴う修繕料予算不足のためでございます。

続きまして、様式の4でございます。

令和4年度不納欠損処分の方でございます。

不納欠損処分の対象は、大中山中学校、窓ガラス破損損害賠償金でございます。処分事由は、生活困窮で1件、14万9,688円でございます。法別の説明につきましては、民法第724条損害賠償請求権の消滅時効ということでございます。

提出した資料の説明は、以上でございます。

○川上委員長 教育総務課長、ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。

平松委員。

○平松委員 2点ほど、御質問させていただきます。

資料のナンバー5、この委託料、教員住宅の修繕に係る経費の説明だと思うのですが、実際、その教員住宅使っているのは何棟あるのですか。とりあえず入ることにはなっているというけれども、実際に入っていないの多いかと思うのですが、方針として教員住宅をなくするというところから、一部残すという曖昧な今進め方をしているわけですが、浄化槽というのはこれ、使っても使わなくても経費はかかってくるので、何かもったいないものもあるのかもしれないので、ちょっとこの現状の説明をお願いしたいと思います。

それとナンバー7、最後になるのですが、岳陽学校というのは岳陽学校にしたときに結構な経費をかけて、いろいろ、今後使える対策をしたと思うのですが、それなのに油が漏れたとか、温水暖房管が漏水したとかというの

は、これは全く昔のままだからこうだったのですか。本来、古くても、今後使えるようにきちんと点検はしたはずなのですが、その点についての説明をお願いします。

○川上委員長 教育総務課長。

○倍楼教育総務課長 それでは、2点お答えしてまいります。

まず、教員住宅につきましては、今使用しているところといたしまして、岳陽学校、学校の前に平成28年に建てた1棟2戸が入る教員住宅がございます。また、藤城小学校の前にも同じような規模のものが1棟2戸としてございます。また、旧東大沼小学校のところにも1棟2戸ございまして、その3棟6戸については、先生方に入っていたでございます。

そのほか、教員住宅として利用しなかったところということで御説明したいと思いますけれども、旧軍川小学校のところには3棟5戸ございます。大中山中学校のところには2棟3戸、七飯中学校も同じく2棟3戸、峠下小学校のところには1棟2戸ございます。

今回の委託料のところは合併浄化槽維持管理ということで、岳陽学校で使っているところ、旧東大沼小学校のところ、藤城小学校のところの3棟分について、先生方入っていたものであるものから、そこに対する浄化槽の維持管理ということで支出をしているものでございます。

続いて、ナンバーの7の公舎等営繕費、中学校の部分の岳陽学校の修繕についての御質問でございました。委員おっしゃるとおり、岳陽学校整備したときに改修をしているところでございますが、全てが全部改修できているわけではございませんで、そこについて現状改修が必要な修繕というか不具合が出てきているところでございます。

以上でございます。

○川上委員長 平松委員。

○平松委員 公宅のほうは理解しました。

岳陽学校は、今さらの話かもしれませんが、設備の点検等したはずですよ。小中合同にする、これから30年ですか、使うという

ことですから。そういうところから漏れていると。築30年近くになるのかな。大体こういうものというのは1回見直したりとかしたと思うのですけれども、この辺は教育委員会で仕方がないという判断ですか。私から見ればちょっと甘いのではないのかなという気がするので、再度御質問したいと思います。

○川上委員長 教育総務課長。

○倍楼教育総務課長 それでは、お答えしてまいります。

ちょっと今手元に岳陽学校になったときの点検の内容だとか、その際の点検の結果の報告なんかも私のほうでちょっと今手元にないものですから掌握はしてございませんが、その際、点検できる範囲でしたとは思いますが、現状点検が十分にできなかったのか、その点検の際に報告があったものを十分改修できなかったというような課題はあるのかもしれませんが、現状、今学校が動いている中で、当然そこは修繕、現状としてはやむを得なかったということの判断で手直しをさせていただいているところでございます。

その判断、教育委員会としての判断ということで問われているところでございますが、ちょっとなかなか答弁に窮するところでございますが、やむを得ないというところで考えているところでございます。

以上でございます。

○川上委員長 平松委員。

○平松委員 新築の設備であれば、これ、当然瑕疵の範囲に入りますので、古い機械を点検して、そのまま流用しているということですから、その点検をした内容というのをきちんとチェックしなければいけないので、どういう発注の仕方をしたのかということが分からないと詰めようがないのですけれども。例えば圧をかけてみて漏水がないとか、どこか詰まっていないとか、コックとかがちゃんと閉め切りできるとか、そのぐらいの点検というのは本来やるべきだと思うのですけれども、今時点でもし分からないのであれば、ちょっと後で教えてください。どういう点検を、岳陽学校つくると

きに発注したのか教えてください。私個人でいいです。（「はい」と呼ぶ者あり）

○川上委員長 ほかにございますか。

田村委員。

○田村委員 2点ほど。

まず、ナンバー3、対外競技の関係で689万7,806円、これの内訳、小中、それから道内、道外、それぞれ内訳を教えてください。

それから、別様式と言いますか、様式4、不納欠損の関係ですけれども、大中山中学校窓ガラス破損損害賠償金、これは総額が幾らなのでしょう。それから、いつ、この破損が始まったのか。なぜかと言うと、法別にいけば、民法の724条で14万9,688円、これについては時効で落とすということで。逆に言えば債権放棄ですよ。時効に伴って。これは時効中断も十分可能なはずなのですが、流れ的には生活困窮、したがって落としますよという話です。この生活困窮という、教育委員会それぞれ定義お持ちなのかどうか分かりませんが、生活困窮の根拠と言いますか、14万9,688円の支払いができない根拠、ここら辺についてちょっと教えてください。

○川上委員長 教育総務課長。

○倍楼教育総務課長 お答えしてまいります。

まず、対外協議の関係でございます。これは中学校の部活ということでございますので、中学校が対象になるものでございます。全国、全道と渡島管内ということでございますが、まず全国大会については1件、金額でお知らせしたほうがよろしいでしょうか。補助金額として37万5,360万円でございます。全道大会については、延べ13の全道大会に出ています。中学校、岳陽入れて3校ありますけれども、延べ18校が全道大会に出ているということで、補助金の金額が437万6,126円でございます。そのほか、渡島管内の中体連、新人戦、その他のものに対しまして、延べ20学校が参加をしております。その他の経費が214万6,320円でございます。

続いて、不納欠損の関係でございます。発生

の時期でございます。平成28年9月8日から5日にかけてあった事件でございます。総額としましては、学校の窓ガラスが割られておまして、15枚窓ガラスが割られたということで、損害賠償金全額としましては32万760円でございます。相手方が4名いらっしゃいまして、その中で損害額を配分をしております。残っているのが1件、14万9,688円ということで、1人の方でございます。

生活困窮に関わる定義ということでございますが、この債権者につきましては、収入がほとんどないということで、平成29年度は5万円程度、30年も10万円に満たない金額で、令和元年度、2年については収入が全くないというような状況でございます。それらの状況を考慮した結果、徴収する見込みがないと判断されることから不納欠損としたということでございます。

また、この民法の規定によると、損害賠償3年間ということの時効でございます。その中で、事件が発生したのが平成28年9月でございます。その後、示談書を平成29年8月10日に交わしてございますので、この29年8月から3年間ということで時効成立しているものと解釈をしております。

以上でございます。

○川上委員長 田村委員。

○田村委員 まず、ナンバー3ですけれども、渡島20件で214万円、道大会が18校ですか、437万円、全国が37万5,000円、それぞれありますけれども、これは令和4年の、いわゆる令和3年の料金、いわゆる対外協議の支給される金額ありますでしょう。令和3年まで続いていたやつ。令和4年から変えていますよね、対外協議の料金の改正しましたよね。例えば、中体連の参加については学校の出席日数云々とか、いろいろ令和3年のときに変えて令和4年から改正しますよという形でやってないですか、これ。やっていると思うのです。

私、要するに何を言いたいのかというのは、令和3年までの対外競技の、これと同じ状況のときに支払うとすれば幾ら支払うか。そして令和

4年は今聞いたような金額だと。その中身というのは、私意図するのは、子ども育成基金だとか、子どもに大分寄り添った形の政策を打ってきているのです。ところが、もし令和4年と令和3年のときの補助金の金額がほぼ同じであれば私それで納得するのですけれども、やはり違うということになれば、それだけ保護者あるいは子どもたちに負担をかけているという判断なのです。

要するに、一生懸命頑張って、七飯町という看板を北海道内あるいは全国に一生懸命PRしているにもかかわらず、もし金額が少なくなっているとすれば、やはり私は問題あるのではないかと、そういう観点から今の形を聞いているわけですから、令和3年までの対外競技の補助金の、令和4年の部分ですよ、この部分に試算した場合、幾らになるのか。それをちょっとお知らせ願いたいと思います。

それから、様式4、これについてお一人だということで、生活困窮で平成29年5万円、その次が10万円、これ収入と私聞いたのですけれども、これで本当に生活ができるのかどうか。あるいは生活保護を受けれる状態ではないかと私は思うのです。ただ、誰々の収入が年5万円しかないとか、誰々の収入が10万円しかないから無理だよ、それでもって生活困窮だよという判断であれば、私は基本的に憲法28条か4条の最低の文化的な生活に違反しながら、逆に教育委員会が手を貸して生保だとかいろいろな制度をしながら、より文化的な生活ということを考えるべきだと思うのですけれども、表現的に5万円、10万円しか年収がないから、これは生活困窮だよという判断は、私は基本的にあり得ないのではないかと。

したがって、ここら辺の調査。4人のうち1人だけですよ。この14万円というのもちょっとあれなのですけれども。28年やって、示談を結んだと。4人の方とそれぞれ示談だと思うのですけれども、示談の中に時効が含まれているのですか。通常、私は示談であれば、損害賠償しなさいということは、相手が過失あって、何らかの形で損害賠償を受けた。したがって、

それが発覚して4人の方だと分かった。そして示談を結んだ。そうすると、その示談の中に、3年で時効ですよという、民法724条の項目が該当してくるのかどうかですよ。示談を結ばないで、あくまでも取るよということであれば、時効の中断をすべきであるのですが、示談の中身は私分かりませんが、こういう形の処理の仕方というのはできるのかどうか。いま一度ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○川上委員長 教育総務課長。

○倍楼教育総務課長 それでは、お答えしてまいります。

まず、対外競技の補助金の関係でございます。ちょっとその補助金の支出の改正の中身、今ちょっとぱっと、失念しておりまして、どのような改正だったのかというのが、ちょっと頭に入ってなくて大変申し訳なく思うのですが、実績としまして、令和3年度の実績としては、400万7,450円の支出があったということの実績でございます。中体連の、対外競技参加費として、この補助金として支払う大会については、中体連事務局が行っている中体連の大会、あと新人戦だとか、あとは吹奏楽のコンクールだとかというのが該当になってきてまして、特に大会を改定の中では絞っているようなものではないというように思っております。内容については、令和3年度と試算した資料ということでございますので、この点については少しお時間をいただいて、資料を提出するという形でもよろしいでしょうか。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

続いて、不納欠損処分の方でございます。状況が、収入がないという中で、生活保護等の、そこについて教育委員会として取り扱うべきではないかというような、寄り添っていきべきではないかということでございます。この方の家族がございまして、家族の収入で支援をいただいているというか、生活をしているというような状況になってございます。

今回、不納欠損とした手続上の、この進めでよかったのかというような内容の御質問でござ

います。示談書は平成29年8月に交わしてございますが、その示談書の中で時効の成立について3年間というような明記をした中で示談は交わしていないというものでございます。ただし、この民法第724条に係る損害賠償請求の消滅時効については3年間ということになっているところでございます。

実際、町がその債権放棄をするということになりますと、七飯町の債権の管理に関する条例、第7条の規定により、当該町の債権について消滅時効が完成したときに、それは放棄ができるというような項目がございますので、それに沿って手続をしましてまいったということでございます。

以上でございます。

○川上委員長 田村委員。

○田村委員 まず、対外競技の関係ですけれども、私押さえていたのは、中体連等の学校の出席扱いになるものを対象に補助金の対象にするというのですか、そういうような感じでやっていたものを限定に、中体連等の学校の出席扱いになるものに限定して補助金を出すという説明あったのです、当時。だから、どういう形か、私ちょっと分からないのですけれども、そういうことで、それ以外をスポーツ振興補助に移行しますよ。要は中体連の出席扱いにならないものについては、スポーツ振興補助金に移行しますと。そして、全道大会は1万円、全国大会は2万円の、それはスポーツセンターかも分からないですね、そっちに移行する。ですから、実質これについては全く影響があるのか、ないのか。そこら辺、ちょっと確認だけお願いします。

それから、不納欠損の関係ですけれども、示談を結ばれて、その示談の中には3年の時効がないということであれば、ずっと継続、私はしていくのではないかと思いますし、また必要であれば時効中断のものを、やはりきちんと整理していく必要があるのではないかと思いますけれども、そこら辺、ほかの3名は終わっている、ここ1件だけという。そこら辺のバランスもあるでしょうし、そこら辺の考え方、ちよっ

とお聞かせ願いたいと思います。

○川上委員長 教育総務課長。

○倍楼教育総務課長 お答えしてまいります。

まず、対外競技の件でございます。田村委員のほうから出席者の扱いになるものということで、逆に教えていただきまして。実際、感覚的なものでなくて大変申し訳ありません。後から資料はお出ししますが、令和3年度と令和4年度で、主体的に私どもがやっている大会の中で、排除ささったような、要綱を見直したことによって補助金が出せなくなったものは、令和4年度、令和3年度の間ではなかったというように解釈をさせていただきます。資料は後ほど提出をさせていただきたいと思います。

あと、不納欠損の時効の中断の関係でございます。示談を交わさせていただいた後も、所得の状況なんかも確認させていただきますが、なかなか収入がないというところで、今後も収入が安定しない中で債権を持っておくということになると、判断の一つとして、そういうのも当然考えていたわけでございますけれども、収入がないと、今後の見込みというところもあるのですけれども、毎年の収入の状況なんかを考慮した結果、徴収する見込みがないというような判断をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○川上委員長 田村委員。

○田村委員 対外競技の関係ですけれども、学校の出席扱いになるものに限定して補助金を出すということになっているのですよね。ですから、それ以外の大会って具体的に、今まで出していたけれども、移行して全道大会に1万円、全国大会に2万円の補助金を出しますよに移行しているということは、具体的にどういったような競技というのですか、文化的な吹奏楽であるかも分からないですけれども、どういったようなものが上がってくるのか、そこをちょっと教えてもらいたいと思います。

○川上委員長 教育総務課長。

○倍楼教育総務課長 令和4年度の実績からということよろしいでしょうか。

○川上委員長 田村委員。

○田村委員 要するに、中体連等の学校の出席扱いになるものに対しては補助を出すと。それ以外のもので従来補助を出していたものはどういふものがあるのですか。例えば、ここに書いていますよね。全道大会は1万円、全国大会は2万円の定額補助をするというふうになっているのですから、そういうものは具体的にどういふものが。令和4年の中でも結構なのですけれども、どういったようなものがあるのか。だから全くないのか、全くないのであれば、逆にこういう表現っていないですよ。全道大会1万円、全国2万円の定額補助をやるよという。そして、しかも、スポーツ課のほうに移行する必要は私はないと思うのですけれども、あったからこそそういうふうに割振りをしたのではないかと思うのです。ですから、従来対象にしていたけれども外れたものってあるのですかということなのです。

○川上委員長 教育総務課長。

○倍楼教育総務課長 大変申し訳ございません、解釈が悪くて申し訳ございません。

今の件ですけれども、ちょっと具体的にどのようなものかというのがちょっと頭の中にないのですから、それは先ほど資料要求いただきました令和3年度との試算のものと一緒に提出したいと思っておりますけれどもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○川上委員長 ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川上委員長 質疑を終わります。

以上で、教育総務課に対する審査を終了いたしました。

教育総務課長、御苦労さまでございます。

続きまして、学校教育課の聞き取りを行ってまいります。

学校教育課長、お疲れさまでございます。

決算書及び提出資料に基づき、説明をお願いいたします。

それでは、学校教育課長、お願いいたします。

学校教育課長。

○柴田学校教育課長 それでは、令和4年度学

校教育課の決算状況を御説明いたします。

共通様式ナンバー1、事業名、事務局費(学校庶務)は、教育総務課における全体事業予算の内数となりますが、当初予算額109万2,000円、補正予算額マイナス10万円、予算現額99万2,000円、支出済額99万1,400円で、不用額は600円、執行率は99.9%でございます。

補正予算、事業目的、主な支出は記載のとおりでございます。

ナンバー2、事業名、事務局費(学校教育)は、当初予算額4,679万5,000円、補正予算額169万7,000円、前年度繰越額1,124万9,000円、予算現額5,974万1,000円、支出済額5,672万4,361円で、不用額301万6,639円、執行率は95.0%でございます。

前年度繰越額につきましては、令和4年3月定例会に補正した新型コロナウイルス感染症に対する感染対策や学校活動支援のための国庫補助事業である学校保健特別対策事業分の予算を翌年度に繰り越したものでございます。

補正予算、特定財源、事業目的、主な支出は記載のとおりでございます。

次のページ、ナンバー3、事業名、事務局費(臨時交付金事業)は、地方創生臨時交付金による令和3年度新規事業からの継続事業となります。当初予算額ゼロ円、補正予算額1,408万1,000円、予算現額1,408万1,000円、支出済額1,404万8,774円で、不用額は3万2,226円、執行率は99.8%でございます。

補正予算、特定財源、事業目的、主な支出は記載のとおりでございます。

ナンバー4、事業名、スクールバス運行費は、当初予算額4,100万6,000円、補正予算額マイナス300万円、予算現額3,800万6,000円、支出済額3,421万2,806円、不用額379万3,194円、執行率は90.0%でございます。

補正予算、特定財源、事業目的、主な支出は記載のとおりでございます。

流用として、委託料から1万7,000円を需用費に流用しております。

ナンバー5、事業名、学校管理費(小学校)は、当初予算額7,199万円、補正予算額1,322万5,000円、予算現額8,521万5,000円、支出済額7,822万5,467円、不用額698万9,533円、執行率は91.8%でございます。

補正予算、特定財源、事業目的、主な支出は記載のとおりでございます。

次のページ、ナンバー6、事業名、児童保健衛生費は、当初予算額566万8,000円、補正予算額マイナス100万4,000円、予算現額466万4,000円、支出済額456万8,199円、不用額9万5,801円、執行率は97.9%でございます。

補正予算、事業目的、主な支出は記載のとおりでございます。

ナンバー7、事業名、教育振興費(小学校)は、当初予算額1,578万円、補正予算額200万円、予算現額1,778万円、支出済額1,578万6,216円、不用額199万3,784円、執行率は88.8%でございます。

補正予算、特定財源、事業目的、主な支出は記載のとおりでございます。

ナンバー8、事業名、学校管理費(中学校)は、当初予算額4,271万2,000円、補正予算額1,791万3,000円、予算現額6,062万5,000円、支出済額5,383万2,503円、不用額679万2,497円、執行率は88.8%でございます。

補正予算、特定財源、事業目的、主な支出は記載のとおりでございます。

次のページ、ナンバー9、事業名、生徒保健衛生費は、当初予算額246万6,000円、補正予算額マイナス27万円、予算現額219万6,000円、支出済額219万3,179円、不用額2,821円、執行率は99.9%でございます。

補正予算、事業目的、主な支出は記載のとおりでございます。

ナンバー10、事業名、教育振興費(中学校)

は、当初予算額1,631万8,000円、補正予算額100万円、予算現額1,731万8000円、支出済額1,506万8,365円、不用額224万9,630円、執行率は87.0%でございます。

補正予算、特定財源、事業目的、主な支出は記載のとおりでございます。

以上で、一般会計共通様式の説明を終わります。

これにて、学校教育課の御説明を終わらせていただきます。

○川上委員長 学校教育課長、御苦労さまでございます。

それでは、これより質疑を許します。

平松委員。

○平松委員 1箇所だけお願いします。

ナンバー8需用費です。各中学校の電気料、3校幾らくらいずつなのかを教えてください。

それと、事務機器等修理が100万円超えていますけれども、これは何の修理なのかの説明をお願いします。

以上です。

○川上委員長 学校教育課長。

○柴田学校教育課長 それでは、順次お答えしてまいります。

まず、ナンバー8の需用費、電気料の各中学校の内訳でございますけれども、3校でございます。七飯中学校が2,200万1,840円、大中山中学校が411万6,954円、大沼岳陽学校の後期分になりますけれども、127万1,901円となっております。

同じく、事務機器等修繕料でございますけれども、こちらにつきましては、基本的には子どもたち、生徒が使っているタブレットの修理代となります。そのほか、芝刈り機とか除雪機等もございますけれども、基本的には大部分がタブレットの修繕料となっております。

以上でございます。

○川上委員長 平松委員。

○平松委員 七中は電気暖房していますので。すみません、昨年資料ちょっとないのですけれども、電気料金が大幅上がって2,000万円

超えているということなのですか。大体、毎年2,000万円くらいだったのですか。ちょっとその説明だけお願いします。

○川上委員長 学校教育課長。

○柴田学校教育課長 電気料でございますけれども、今年度は七飯中学校は約2,200万円ということになってございます。令和3年度ですけれども、こちら、令和3年度の七飯中学校の電気料が約1,587万円、約1,600万円弱ということになってございます。こちらに要因は、やはり電気暖房、電気料金は補正予算の計上時にも御説明いたしましたけれども、単純に1割程度増とか、そのような形、いろいろ燃料調整額等がございまして、思ったより金額が上がったりという状況が各家庭でもございました。

あと、大きな要因といたしまして、コロナ禍による換気の要因がございます。通常時でも基本的には常時換気、冬期でも30分ごとには窓を開けて、数分間換気をしなさいということがございまして、そういった要因もあって、七飯中学校は完全に電気暖房でございますので、そういったことで要因、電気料が上がった要因とこちらのほうは考えております。

以上でございます。

○川上委員長 ほかに質疑ございますか。

田村委員。

○田村委員 ナンバー7とナンバー10、扶助費の関係ですけれども、準要保護の就学援助についてですけれども、令和4年度においては、準要保護の算定基準、従来の所得から収入に変更ということになりましたけれども、それによってどのような結果、対象者が減ったとか、増えたとか、そこら辺分かる範囲であれば教えていただきたいと思います。

○川上委員長 学校教育課長。

○柴田学校教育課長 今の御質問にお答えしてまいります。

今委員おっしゃったとおり、令和4年度入学分からは収入で判定という形になってございますそれによってどう変わったかということでございますけれども、まず、単純に対象人数が減

少してございます。細かい人数は手元でございますけれども、おおむね3割程度、小学校、中学校ともに3割ほど対象人数が減ったというふうに捉えております。そういう状況でございます。

以上でございます。

○川上委員長 田村委員、よろしいですか。

田村委員。

○田村委員 なかなか、結構3割減るということは、結構なあれですね。そういう対象外になった人は給食費払ったり、それなりの就学援助の援助をもらえなくなったりということで、何かそういう人方、苦情というか、何とかならないのかとか、そういうような話って出てこなかったですか。

○川上委員長 学校教育課長。

○柴田学校教育課長 まず、減ったことについての状況ということでございますけれども、毎年認定非認定に関しては、やはり若干名、去年まで例えば対象になっていた方が所得の増減によって、もう本当の僅差でございますけれども、落ちること等によって対象外になることのお電話はいただいております。ただ、こちらのほうにつきましては、そういうふうに私どもも基準を変えさせていただいたということで御説明を申し上げておまして、それによってちょっと言い方はあれですけども、苦情がこちらのほうに殺到するというようなことはなってございません。

元々が基準となる生活保護の需要額は収入と比較する前提でございます。当初は控除前の所得で判定、控除後の所得で判定するより控除前の収入で判定したほうが厳しくなるのですけれども、こちらのほうは一応こちらもそのように費用負担が多くなるという部分は心苦しいものはございますけれども、近隣の自治体もそのようにしているところでありまして、そういったこともありまして、このような形で扶助費のほうの認定の方法を変えさせていただいたところです。御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○川上委員長 田村委員。

○田村委員 小中とも30%減ということは、大ざっぱに言って大体金額としてどのぐらいになりますか。いろいろ種目はありますけれども、大ざっぱで大体このくらい減になったという金額、もし分かれば。

○川上委員長 学校教育課長。

○柴田学校教育課長 それでは、昨年度との扶助費の比較でございます。小学校、今年度約400万円でございました。令和3年度でございますけれども、約538万円でございますので、約138万円ほど減っている状況でございます。

中学校につきましては、今年度約598万円の扶助費となっておりますので、昨年度、令和3年度でございますけれども、約682万円ということで、約92万円ほどの減額というふうになってございます。

以上でございます。

○川上委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 質疑を終わります。

以上で、学校教育課に対する審査を終了いたしました。

学校教育課長、御苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

11時10分再開いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時09分 再開

○川上委員長 それでは、休憩前に引き続きまして、再開いたします。

次に、生涯教育課の審査を行います。

生涯教育課長、お疲れさまでございます。

決算書及び提出資料に基づき、簡潔に説明をお願いいたします。

それでは、生涯教育課長、お願いいたします。

生涯教育課長。

○竹内生涯教育課長 それでは、令和4年度生涯教育課の決算状況を御説明をさせていただきます。

共通様式ナンバー1、事業決算名、社会教育

総務費は、当初予算額43万5,000円、補正予算額マイナス20万4,000円、予算現額は23万1,000円で、支出済額20万8,835円、不用額2万2,165円、執行率は90.4%でございます。

補正の主なもの及び事業目的、支出の内容につきましては、記載のとおりとなっております。

続きまして、ナンバー2、事業決算名、生涯学習事業費は、当初予算額134万9,000円、補正予算額マイナス53万4,000円、予算現額81万5,000円、支出済額は76万1,311円、不用額5万3,689円、執行率は93.4%でございます。

補正の主なもの、歳入及び事業目的、支出の内容につきましては、記載のとおりとなっております。

ナンバー3、事業決算名、町内会館振興費は、当初予算額153万6,000円、補正予算額268万4,000円、予算現額422万円、支出済額は421万8,000円、不用額2,000円、執行率は100%でございます。

補正の主なもの及び事業目的、支出の内容につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、ナンバー4、事業決算名、生涯教育公用車管理費は、当初予算額81万円、補正予算額マイナス8万1,000円で、予算現額は72万9,000円、支出済額69万1,699円、不用額3万7,301円で、執行率は94.9%でございます。

補正の主なもの及び事業目的、支出の内容につきましては、記載のとおりとなっております。

次のページになります。ナンバー5、事業決算名、文化振興費、当初予算額508万2,000円、補正予算額マイナス79万7,000円、予算現額は428万5,000円、支出済額は426万3,051円、不用額は2万1,949円で、執行率は99.5%でございます。

補正の主なもの、歳入及び事業目的、支出の内容につきましては、記載のとおりとなっております。

続きまして、ナンバー6、事業決算名、図書室管理費は、当初予算額75万9,000円、補正予算額マイナス5,000円、予算現額は75万4,000円で、支出済額が74万9,634円、不用額4,366円、執行率は99.4%でございます。

補正の主なもの、歳入及び事業目的、支出の内容につきましては、記載のとおりとなっております。

ナンバー7、事業決算名、公民館管理費は、当初予算額462万5,000円、補正予算額35万8,000円で、予算現額は498万3,000円、支出済額は469万8,594円で、不用額28万4,406円、執行率は94.3%でございます。

補正の主なもの、歳入及び事業目的、支出の内容につきましては、記載のとおりとなっております。

それでは、次のページになります。

ナンバー8、事業決算名、文化センター管理費は、当初予算額6,319万1,000円、補正予算額が614万9,000円、予算現額は6,934万円で、支出済額6,380万5,721円、不用額は90万8,279円で、執行率は92%でございます。

補正の主なもの、歳入及び事業目的、支出の内容につきましては、記載のとおりとなっております。

ナンバー9、事業決算名、大中山コモン管理費は、当初予算額1,508万8,000円、補正予算額200万4,000円、予算現額は1,709万2,000円、支出済額1,636万5,759円、不用額は72万6,241円で、執行率は95.8%でございます。

補正の主なもの、歳入及び事業目的、支出の内容につきましては、記載のとおりとなっております。

次のページになります。

ナンバー10、事業決算名、大沼婦人会館管理費は、当初予算額871万5,000円、補正予算額80万円、予算現額は951万5,000円、支出済額は873万1,650円で、不用額

は78万3,350円、執行率は91.8%でございます。

補正の主なもの、歳入及び事業目的、支出の内容につきましては、記載のとおりとなっております。

ナンバー11、事業決算名、社会教育施設管理費、当初予算額1,239万7,000円、補正予算額は47万8,000円、予算現額1,287万5,000円、支出済額は1,134万6,612円で、不用額は152万8,388円で、執行率は88.1%でございます。

補正の主なもの、歳入及び事業目的、支出の内容につきましては、記載のとおりとなっております。

次のページになります。

ナンバー12、事業決算名、社会教育施設管理費（臨時交付金事業）でございます。当初予算額ゼロ円、補正予算額183万円、予算現額183万円で、支出済額は182万8,728円、不用額につきましては1,272円、執行率は99.9%でございます。

補正の主なもの、歳入及び事業目的、支出の内容につきましては、記載のとおりとなっております。

ナンバー13、事業決算名、文化財保護費は、当初予算額153万9,000円、補正予算等はなく、予算現額、同額の153万9,000円で、支出済額は145万4,685円、不用額は8万4,315円で、執行率は94.5%でございます。

歳入及び事業目的、支出の内容につきましては、記載のとおりとなっております。

次のページになります。

ナンバー14、事業決算名、歴史館管理費は、当初予算額1,067万3,000円、補正予算額は693万6,000円、予算現額1,760万9,000円、支出済額は1,729万1,055円、不用額は31万7,945円で、執行率は98.2%でございます。

補正の主なもの及び事業目的、支出の内容につきましては、記載のとおりとなっております。

以上で、一般会計の共通様式の説明を終わります。

続きまして、様式1の事務事業予算、全額未執行、細節5万円以上の状況について御説明をいたします。

全額未執行につきましては、1件で、科目は10款4項3目7節報償費で、事業名は、大沼婦人会館管理費の施設維持管理報償費でございます。未執行額は17万円。未執行の理由としましては、昨年度は例年に比べ、雪が降っていたのですが、降雪量が意外と少なく、大沼婦人会館の屋根の除排雪、こちらの作業をするまでに至らなかったため全額未執行となっております。

生涯教育課の決算状況の説明については、以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。

○川上委員長 生涯教育課長、ありがとうございました。

これより、質疑を行います。

平松委員。

○平松委員長 2点ほど、お願いします。

ナンバー8の10の需用費、この中の修繕料で155万円というのがありますが、この内容をお願いしたいと思います。

それから、下の12委託料、設備運転の委託料と舞台の管理委託料、これは毎年同じくらいの金額なのですが、ちょっとこの金額の説明ではなくて、委託の内容なのですが、例えばこの装置はもう一、二年の間に取り替えなければいけないとか、そういった、これから修理が必要になること、そういうことをこの請負業者の人たちというのは事前に知らせてくれたりとかして、知らせる業務というのが委託の内容に入っているのかどうかを確認したいのと、これは両方とも3年契約だと思うのですが、それ含めて教えていただきたい。

それと、14の14の工事請負費、知らなかったのですが、屋上防水全部やり替えたのですね、500万円くらいで。これは全面をやられたのかなと思うのですが、あそこは築何年たっているのか。全面やったのかど

うかと、あそこの建物はできて何年たっているのかを教えてください。

○川上委員長 生涯教育課長。

○竹内生涯教育課長 それでは、御質問に順次お答えさせていただきます。

まず、文化センターの需用費、修繕料でございますけれども、こちらについては、内容がどんなものかということですが、こちらについては一般修繕で、特にこれというものではなく、年間とおして日々の施設の管理をする中で修繕しているものの積み上げでございます。ちょっと詳細の明細については、ちょっとないのでございますけれども、大きいものについては、別で細節立てして、予算を取って修繕を行っておりまして、こちらについては一般修繕ということ御理解いただければというふうに思います。

また、舞台等の管理業務でございますけれども、こちらにつきましては、委託の契約期間が3年の長期契約で行っておりまして、舞台の管理業務につきましては、基本的にまずは文化センターで行われる催し物の、こちらのオペレートですか、そういったものと、マイクを用意したりですか、音響を操作したりですか、照明つけたりとかというような業務でございます。

日常の点検の部分につきましては、こちらの業務の範疇には入ってございます。特段、例えば備品に不具合があったりですか、施設の設備を使っている段階で、やはり摩耗も多くなっている部分というのが、目視等々、あともしくは利用している中で、会館備品使用している中で支障があれば舞台管理のほうから、そのときどきで報告も上がってくるようにはなってございます。

それ以外に、舞台の照明、あと音響設備につきましては、別でさらに外部のほうに、業者に委託して、さらに違う業者に点検を委託を行ってございます。日常整備の中で発見できない部分については、こういった年次の点検で不具合等があれば報告をいただいているところでございます。

ただ、不具合等々、あと経年劣化が例えば予

想されるものでも、全部が全部ちょっと予算化して直している状況ではございませんけれども、そういった指摘があつて、危険等があるものですとか、そういった催し物に影響が出る場合には、順次予算化して修繕をしているということで御理解をいただきたいというふうに思います。

次に、歴史館の屋上の防水工事でございますけれども、こちらについては屋根全部ではなくて、歴史館のお椀型に屋根がなっていますけれども、そちらの真ん中からそれぞれ四方に斜面になっていますけれども、そちらの屋根部分で、平屋根の部分については、今回防水やっていないので、傾斜がついている屋根の部分ということで、屋根の全部ではなくて一部ということで防水を行っているというところでございます。

以上でございます。

○川上委員長 平松委員。

○平松委員 文化センターは雨漏りが結構してたのですけれども、今回は1年間通してそういう経費はかからなかったということで、その確認をしたかったのです、今修繕料の内訳を聞きました。なかったのですよね。それをちょっと教えてください。

歴史館のほうですけれども、築何年か教えてほしいのと、結局高いほうの防水は直したけれども、平屋の低い部分というのは、かえって条件悪いと思うのですけれども、それ大丈夫なのですか。その確認です。お願いします。

○川上委員長 生涯教育課長。

○竹内生涯教育課長 答弁漏れがありまして、大変申し訳ございませんでした。

まず、文化センターの修繕で、ちょっと私の記憶の部分ですが、昨年屋根からの雨漏りでの修繕というのは、文化センターについてはなかったというところでございます。

また、歴史館の築、何年にできたかということですが、こちらにつきましては、平成10年にできている施設でございますので、それからたちますと二十数年たっているというところでございます。

今回、防水工事を行ったのが、平屋根以外のところなのですけれども、こちらの屋根の防水に至ったのが、やはり同じく雨漏りがありまして、その雨漏りあった箇所が歴史館の収蔵品を保管している収蔵庫のほうでちょっと雨漏りがありまして、そこの上の部分で防水工事を行ったというところでございます。

平屋根については、特段雨漏りですとか、そういったところも確認できていなくて、歴史館の平屋根の部分というのは玄関先の当たりですとか、そういったところ。あと、裏のほう、一部収蔵庫、飾っているところの裏のほうと、本当に一部なものですから、そちらについては今回雨漏り等も認められなかったというところで外して、それ以外のところを行っているというところでございます。

以上でございます。

○川上委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 質疑を終わります。

以上で、生涯教育課に対する審査を終了いたします。

引き続きまして、スポーツ振興課の審査を行います。

スポーツ振興課長、お疲れさまでございます。

決算書及び提出資料に基づき、簡潔に説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長。

○高橋スポーツ振興課長 それでは、令和4年度七飯町スポーツ振興課の決算状況について御説明申し上げます。

共通様式ナンバー1、事業名、スポーツ振興総務費でございます。当初予算900万円、補正予算額マイナス314万7,000円で、予算現額585万3,000円、支出済額562万433円、不用額23万2,567円、執行率は96%でございます。

補正予算、歳入、事業目的、主な支出は記載のとおりとなります。

続きまして、ナンバー2、事業名、スポーツ合宿事業費でございます。当初予算236万

円、補正予算額109万1,000円で、予算現額345万1,000円、支出済額は337万6,542円、不用額7万4,458円、執行率は97.8%となります。

補正予算、事業目的、主な支出は記載のとおりとなります。

続きまして、ナンバー3、事業名、体育施設公用車管理費でございます。当初予算96万円、補正予算額はマイナス4万7,000円、予算現額91万3,000円で、支出済額85万4,091円、不用額は5万8,909円、執行率は93.5%となります。

補正予算、事業目的、主な支出は記載のとおりとなります。

続きまして、ナンバー4、事業名、体育施設管理費でございます。当初予算4,060万9,000円、補正予算額984万9,000円で、予算現額5,045万8,000円、支出済額は4,991万6,754円、不用額は54万1,246円、執行率は98.9%となります。

補正予算、歳入、事業目的、主な支出は記載のとおりでございます。また、施設全体の内訳と施設ごとの需用費内訳を掲載しております。

続きまして、ナンバー5、事業名、体育施設管理費(臨時交付金事業)でございます。当初予算はなく、補正予算額は591万円で、予算現額は同額の591万円、支出済額は590万9,200円で、執行率は100%となります。

補正予算、事業目的、主な支出は記載のとおりとなります。

続きまして、ナンバー6、事業名、パークゴルフ場指定管理費でございます。当初予算801万2,000円、支出済額も同額で801万2,000円、執行率100%となります。

事業目的、主な支出は記載のとおりとなります。

一般会計共通様式の説明については、以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川上委員長 スポーツ振興課長、ありがとうございました。

これより、質疑を許します。

上野委員。

○上野委員 ナンバー2なのですけれども、スポーツ合宿の予算ですけれども、例年どおりと言いますか、予算どおりの執行ということなのですけれども、合宿は例年のような状況で実施されたのか。参加したスポーツの団体がどんな内容であったのか。

それと、ほとんどトルナーレでの合宿ということになると思うのですが、このトルナーレの使用状況と言いますか、この合宿によって、ほぼ満杯状態なのか、それともまだ余裕があるというふうに思っておられるのか、その辺についてちょっと伺います。

○川上委員長 スポーツ振興課長。

○高橋スポーツ振興課長 それでは、御説明いたします。

令和4年度の合宿につきましては、コロナ前のおおりに、例年どおりに戻った感じでございます。

今回の合宿は、サッカーの合宿はなく、全て陸上の合宿となります。ですので、トルナーレというよりは、大沼湖畔での陸上合宿になります。

参加チームは7チームで、延べ人数で141人となります。合宿日数は96日間となります。

以上です。

○川上委員長 上野委員。

○上野委員 96日間というのと、約3か月ということで、夏場の主要な時期に合宿が行われているというふうに思うのですが、この合宿がトルナーレを目指してきている団体なのか。その辺、使用状況について、もう少し伺います。

○川上委員長 スポーツ振興課長。

○高橋スポーツ振興課長 今御説明したとおり、今回の合宿は陸上の合宿でして、トルナーレを利用するサッカーの合宿ではなくて、大沼湖畔を走る合宿でございます。

トルナーレの利用状況ですが、トルナーレにつきましては、昨年度は53団体で、5,373名が利用しております。

以上です。

○川上委員長 ほかに、質疑ございますか。

田村委員。

○田村委員 ナンバー1、スポーツ振興補助金の関係ですけれども、27件で84万7,100円ということで、これの内訳、例えば渡島管内だとか、どうだとか、全道だとか、そこを教えてください。

○川上委員長 スポーツ振興課長。

○高橋スポーツ振興課長 それでは、スポーツ振興補助金27件の内訳について御説明いたします。

全国大会につきましては10件、選手12名で、29万円の支出となっております。全道大会につきましては、17件、選手47名、合計55万7,100円の支出となっております。

以上です。

○川上委員長 田村委員。

○田村委員 この中には、例えば全道大会、これは普通の旅費プラス1万円、1万円とか全国大会は2万円とか、何かそういうありましたよね。これはどういったような形で出ていると例えばおかしいのですけれども、令和4年度以前の令和3年度で、規則というか、補助金の出し分の流れでいけば、道大会、全国大会というのは実質幾らになるか。もしあれだったら教えてもらいたいのです。

○川上委員長 スポーツ振興課長。

○高橋スポーツ振興課長 大変申し訳ございませんけれども、令和3年度の試算したものはなかったのですけれども、全道大会につきましては、一律1万円、全国大会につきましては、一律2万円を支出しております。ただし、全道大会につきましては、地区で予算を勝ち上がった者に支出しております。ただし、例えば地元開催とかで支出が1万円にいかない場合につきましては、限度額を支出した実費というふうに支払っております。

この制度は令和3年度から始まりまして、令和3年度以前につきましては、全道大会ですが、参加費と交通費の2分の1、公共交通機関

をつかった交通費の2分の1と、選手1人につき1泊4,000円という支出をしておりました。

以上です。

○川上委員長 田村委員。

○田村委員 今、令和2年の流れの中で説明あったと思うのですが、この部分の、今2分の1とか、そういうのに当てはめた場合、令和4年度の道、国の金額が幾らになるか。今急には出ないと思うのですが、積算して資料としていただきたいのですが、委員長。

○川上委員長 スポーツ振興課長、後ほど資料として提出するというのでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

田村委員、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○川上委員長 ほかにございますか。

佐々木委員。

○佐々木委員 ナンバー4なのですが、こちらの需用費の中の内訳付けていただいておりますけれども、町民プールの上下水道料金になります。こちらプール自体は多分、1回の水あれでも400立法メートル程度だと思うのですが、こちらのプールの排水については下水道に流しているのか、それとも道路排水に流しているのか、一つ伺いたいと思います。

あと、トルナーレの機械備品購入費、トラクターが635万3,600円とありますが、こちらは新設なのか、入れ替えなのか。

あと、ナンバー5、工事請負費の町民プールプレハブ敷設工事とありますが、こちらは新設なのか、設置工事なのか。

あと、折りたたみ椅子250万円程度とありますが、100脚で250万円ということは、1脚2万5,000円程度になるのですが、こちらパイプ椅子なののでしょうか、それとももうちょっといい椅子なのか、伺いたいと思います。

○川上委員長 スポーツ振興課長。

○高橋スポーツ振興課長 それでは、随時お答えいたします。

町民プールの排水については、下水道でございます。

トルナーレのトラクターですが、21年使っていましたトラクターを更新したものでございます。

町民プール用のプレハブ設置工事でございますが、こちらにつきましてはコロナの3密を、椅子が、町民プールの個室自体が面積が少ない、小さかったので、3密を避けるために新設して設置してございます。

抗菌用の折りたたみ椅子でございますが、こちらの椅子につきましては、パイプと言いますか、ほかの文化センター等で使っている折りたたみ椅子と同様のものがございます。

説明は以上です。

○川上委員長 佐々木委員。

○佐々木委員 プールで使った水の排水ですから、こちらは下水道に流すというのでもありでしょうけれども、差引きメーターを付けることによって、プールに使った水をただ排水するだけですので、それだけで半額くらいになるのかなとは思いますが、今後経費削減ということで、そういう考えはないかということ、トラクター21年ということで、多分残価はなかったと思うのですが、こちらは下取りでゼロ円なのか、それとも交換契約を結んでいるのかを伺いたいと思います。

プレハブについては分かりました。

椅子については、若干高いような気もしますが、文化センターくらいの椅子であれば、このくらいなのかなと思いますので、下水道とトラクターの2件、お答え願います。

○川上委員長 スポーツ振興課長。

○高橋スポーツ振興課長 随時お答えいたします。

町民プールの下水に流すことについてですが、今スポーツセンター及びプールも建て替えを検討しておりますので、今すぐそちらのほうにお金をかけて建設したほうが安いのか、ちょっと今後積算してみても検討させていただきたいというふうに思っております。

トラクターですが、こちらのほうは交換契約

でございます、下取価格は10万円でございます。

以上です。

○川上委員長 川村副委員長。

○川村副委員長 共通様式のナンバー1の18の補助金のほうなのですけれども、下から二つ目、三つ目、スポーツ協会の補助金とスポーツ少年団の補助金で、協会のほうは団体の数、下の少年団も同じく団体の数がまず1点。

2点目が補助金、協会のほう110万3,000円の実績、どういふのにこの金額になっているのか。それは下のほうの少年団のほうも一緒に、ちょっとお願いいたします。

もし、協会、少年団もそうですけれども、入っているところにまた分配しているようであれば、どこどこに幾らいつているのかが分かるように。もし、今説明できないのであれば、後ほどでもいいので、資料のほうでも結構です。

○川上委員長 スポーツ振興課長。

○高橋スポーツ振興課長 それでは、随時お答えいたします。

まず、スポーツ協会についての補助金ですが、補助金を支払っているのは17団体でございます。支払方法につきましては、各競技の協会にそれぞれ3万円を支払っております。そのほかに事業予算ということで、町民スポーツ大会だとか、そういう町民向けの大会を開催していただいたときに、1事業1万円ということで、最高5事業まで支出しております。その他は町民スポーツ大会に係る景品だとか、事業に係る消耗品等を購入しております。

続きまして、スポーツ少年団でございますけれども、スポーツ少年団につきましては、11団体に支出しております。この支出につきましては、1団体2万円の補助金を支出しております。その他、母集団研修会だとか、結団式、あと卒団式のときに、団を卒団する方に記念品等を支払っております。

説明は以上です。

○川上委員長 川村副委員長。

○川村副委員長 スポーツ協会のほうは、協会のほうから各団体に分配されるという形、町の

ほうで補助金出しているんで、多分協会のほうから配分するのでしょうかけれども、それは先ほど一律事業とかがあれば1万円で、その事業の数分だけを出しますよと言っていいのか。ちょっとそこもう1点確認。

同じくスポーツ少年団のほうも1団体2万円なので、この中に協会とか少年団の部分なんかで人件費に係るような予算は入っていないということよろしいか。その2点。

○川上委員長 スポーツ振興課長。

○高橋スポーツ振興課長 それではお答えします。

協会の分配しているかどうかということですが、まずスポーツ協会のほうになりますけれども、運営費ということで一律3万円お支払いしております。そのほかに事業をやっていたときに、事業費予算ということで1事業1万円ということで支払っております。

少年団につきましては一律2万円支払っております。人件費の部分と言いますか、それにつきましては、令和4年度ではなく令和5年度から指導者資格が制度が変わりまして、今まで永久ライセンスだったのが今度4年に一度免許の更新になるということで、指導者2人の分のうち1人の分を補助するようにはしておりますが、4年度については人件費は入っておりません。

以上です。

○川上委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 質疑を終わります。

以上で、スポーツ振興課に対する審査を終了いたします。

スポーツ振興課長、御苦労さまでございます。

続きまして、学校給食センターの審議を行います。

学校給食センター長、お疲れさまでございます。

決算書及び提出資料に基づき、簡潔に説明をお願いいたします。

それでは、学校給食センター長、お願いしま

す。

学校給食センター長。

○福永学校給食センター長 それでは、令和4年度学校給食センターの決算状況について御説明いたします。

共通様式のナンバー1、10款教育費5項保健体育費2目学校給食費、事業決算名、学校給食センター運営費でございます。当初予算額1億5,586万1,000円、補正予算額551万7,000円の増額補正を行っており、予算現額は1億6,137万8,000円、支出済額は1億5,900万3,035円、不用額は237万4,965円で、執行率98.5%となっております。

補正の主なもの、歳入、特定財源、事業目的、支出の内訳は記載のとおりとなっております。

続きまして、共通様式ナンバー2、10款教育費5項保健体育費2目学校給食費、事業決算名、学校給食センター運営費（臨時交付金事業）でございます。当初予算額ゼロ円、補正予算額200万円の増額補正を行っており、予算現額は200万円、支出済額は200万円、不用額はゼロ円で、執行率100%となっております。

以上、説明を終わります。

○川上委員長 ありがとうございます。

これより、質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川上委員長 質疑を終わります。

以上で、学校給食センターに対する審査を終了といたします。

学校給食センター長、御苦労さまでございます。

暫時休憩します。

午前11時50分 休憩

午前11時51分 再開

○川上委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

以上で、各課の聞き取りを全て終了いたしました。

た。

午後1時、再開といたします。

暫時休憩します。

午前11時51分 休憩

午後 1時00分 再開

○川上委員長 それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

先ほど来、各課の聞き取り調査は全て終了しておりましたので、これより、町長への総括質問を行うかどうか、決めていきたいと思えます。

総括質疑はどのようにしたらいいのか、委員の皆様への発言を求めます。

採決取っていいですか、やるか、やらないのかの、先に。

何か御意見ございましたら。

平松委員。

○平松委員 一応、町長に質問をしたい内容を各自持っている人から発表してもらって……。

○川上委員長 それ、やるかやらないか決まった後に、やるようになったらそのようにしますけれども。

○平松委員 だって、内容分からないうちにやる、やらないと言ってもあれじゃないの。どちらでも、委員長権限だから。

○川上委員長 まず、ですから、町長の総括質疑、やるか、やらないか、先に決めさせていただきます。

質疑を行うことに賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○川上委員長 全員一致ですね。

やることに決定いたしました。

それでは、町長への総括質疑事項について、確認してまいります。

質疑項目についての発言をお願いいたします。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 まず、七飯町一般会計、7款商工費1項商工費4目道の駅管理費12節委託料、道の駅指定管理料の2,219万9,000円のうち、合併浄化槽清掃法定定期検査、法定点検

の経費の詳細についてと、道の駅合併浄化槽の浄化槽法第11条定期検査によると、放水水質基準のBODの数値が基準を開業以来超えているが、これは不適正と思うが、その見解について。

七飯町一般会計、7款商工費1項商工費4目道の駅管理費14節工事請負費、道の駅浄化槽臭突増設工事47万3,000円について、開業当時からトイレの異臭が問題となっており、浄化槽の根本的な問題に取り組まず、臭突工事でごまかすような対策は不適正と思うが、その見解について。

それと、浄化槽法第11条検査結果書の保管、管理の詳細について。

それと、七飯町一般会計、2款総務費1項総務管理費7目企画費18節負担金・補助及び交付金、活力のあるまちづくり推進助成金165万6,257円のうち、フリーペーパーとして発行された三嶋神社竜宮城大祭御鎮座1年祭の内容について、政教分離の観点からおかしいのではないかと町民の声が上がっているが、事務執行は適正だったのか。また、予算執行者の町長がインタビューで出ているが、一般的または町民感情的に政治的な利用ではないかと町民の声が上がっているが、事務執行は適正だったのか。

以上です。

○川上委員長 4点についてですね、大きく分けて。（「5点ですね」と呼ぶ者あり）

○川上委員長 5点ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○川上委員長 ほかに。

上野委員。

○上野委員 今回、ケヤキの伐採問題については特別委員会設置されておりますけれども、町長への総括質疑の中でもこれは取り上げるべきではないかと思っておりますので、その辺について項目として入れていただきたい。

○川上委員長 令和4年度の決算にあまり関係ない事項だと思いますけれども。（発言する者あり）

○川上委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

平松委員。

○平松委員 土木課の土木費の3項の河川費、河川改良費、この中で用地の介入をしておりますけれども、これは質問をしましたけれども、宅地造成をしてから買っているという、地下が上がってから買うという、順番が違うのではないかという思いがありますので、これを町長に聞きたいと思っております。これが1点です。

それから、政策推進の中の交通対策事業費、これでハイヤー・タクシーの実証実験の補助金を出しておりますけれども、これに関しては実証実験ということだったのですが、町民の意向調査としてはかなり幅の狭い、あまり効果の見られないものであるということで、この計画の全体を見直すべきではないかという趣旨で町長の意見を聞きたいと思っております。

あとは中川委員とかぶっていますので大丈夫です。

道の駅のほうで、ちょっと違うところが私ありまして、当初の造成をしたときと違う状態でオープンをしているのですが、その結果、水が出て、ポンプを取り替えていると、そういうことがあることに対して、町長はどういう見解を持っているのかを聞きたいと思っております。

以上です。

○川上委員長 ちょっと私の記憶違いかもしれませんが、土木課への質疑なのでありますが、公有財産購入したのは、土木課長、たしか宅造する前に町で購入したというような発言してたかと私は思っていたのですよね。（「違う。今、税務課行って見えました。宅地造成で……」と呼ぶ者あり）

○川上委員長 宅造した後に宅地を買ったのですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○川上委員長 それで坪3万円。ちょっと精査させていただきます。

ほかにございますか。

田村委員。

○田村委員 私は3点ほどであります。

まず1点目は、介護保険法第22条の不正利得による返納金について。403万8,480円

について、平成30年度から4年経過しているが、その間に不正利得金額を返納させられなかったのか。

それから、2点目は予備費の充用について。元来予備費は災害や罹災者に対処するためのものとしてきたが、令和4年度では補正総額1,500万円とし、流用額を949万1,000円としているが、本来は専決処分等で処理すべきものを安易に充用したのはなぜか。

それから3点目であります。対外競技補助金及びスポーツ振興補助金の規則を改め、事実上の減額策を実施している。子どもたちは全道、全国で七飯町の看板を背負って一生懸命頑張っている。この姿に報いるのが行政ではないか。

また、準要保護規定基準を所得額から収入額に改め、結果として小中学校の対象者を各30%減少し、金額は230万円の軽減策を取った。しかし、一方では子どもの育成に関する基金を設立するなど、子どもに寄り添った政策を取るなど、まさに逆行する行為であり、子どものひたむきな努力を評価し、家庭の経済力を勘案し、いま一度町長に努力してもらいたいが、どう考えているか。

この3点であります。

○川上委員長 ほかにございますか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 では、今まで中川委員のほうから5点、平松委員のほうから3点、田村委員のほうから3点ですね。質疑が出ていますけれども、一度、この今出されたやつを取りまとめ、皆様のほうにお知らせするようにしたいと思いますので、暫時休憩いただきたいと思います。

1時半まで暫時休憩いたします。

午後 1時11分 休憩

午後 1時30分 再開

○川上委員長 それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

皆様のお手元に、先ほど3名の方が総括質疑に上げていきたいというやつを取りまとめた質

問事項がお配りされておりますけれども、町長の総括質疑を行うに当たり、私が1件ずつ読み上げていって、1件ずつ総括質疑を行うかどうかの採決を挙手で行っていきたくと思いますので、よろしくお願いいたします。

1、七飯町一般会計、7款商工費1項商工費4目道の駅管理費12節委託料、道の駅指定管理料2,219万9,000円のうち、合併浄化槽清掃法定定期検査、法定点検の経費の詳細について。

こちらにつきましては、町長総括のほうに上げるということで賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○川上委員長 挙手多数と認めます。

2番目、道の駅合併浄化槽の浄化槽法第11条定期検査によると、放水水質基準のBODの数値が基準を開業以来超えているが、これは不適正と思うが、その見解について。

総括質疑に上げたほうが良いと思う方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○川上委員長 賛成多数で総括質疑に載せません。

3番、七飯町一般会計、7款商工費1項商工費の4目道の駅管理費14節工事請負費、道の駅浄化槽臭突増設工事47万3,000円について、開業当時からトイレの異臭が問題となっており、浄化槽の根本的な問題に取り組みず、臭突工事でごまかすような対策は不適正と思うが、その見解について。

総括質疑に上げたほうがよいと思う方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○川上委員長 挙手多数でございます。

4番目、浄化槽法第11条検査結果書の保管管理の詳細について。

上げたほうが良いと思う方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○川上委員長 挙手多数でございます。

5番目、七飯町一般会計、2款総務費1項総

務管理費 7 目企画費 1 8 節負担金・補助及び交付金、活力のあるまちづくり推進助成金 1 6 5 万 6, 2 5 7 円のうち、フリーペーパーとして発行された三嶋神社竜宮城大祭御鎮座 1 年祭の内容について、政教分離の観点からおかしいのではないかと町民の声が上がっているが、事務執行は適正だったのか。また、予算執行者の町長がインタビューで出ているが、一般的または町民感情的に政治的な利用ではないかと町民の声が上がっているが、事務執行は適正だったのか。

こちらについて、総括質疑に上げたほうがいいと思う方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○川上委員長 挙手多数です。

6 番、ハイヤー・タクシー運賃負担軽減実証実験は、町民の意向調査としてはほど遠いものであり、計画全体を見直すべきであると考えますが、その見解について。

総括質疑に上げたほうがよいと思う方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○川上委員長 挙手多数でございます。

8 番、道の駅について、現地を確認した際に、造成地全体の地下水位の高さが確認できた。当初設計から盛土の高さを現状の高さに変更した経緯の確認が必要と考えるが、その見解について。

こちらのほうの総括質疑、提出したほうがいいと思う方。

(賛成者挙手)

○川上委員長 挙手多数でございます。

続きまして 9 番、介護保険法第 2 2 条の不正利得による返納金 4 0 3 万 8, 4 8 0 円について、平成 3 0 年度から 4 年経過しているが、その間に不正利得金額を返納させられなかったのか。

9 番について、総括質疑に上げたほうがいいと思う方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○川上委員長 多数でございます。

1 0 番、備費、予が抜けてますね。予備費の

充用について。元来予備費は災害や罹災者に対処するためのものとしてきたが、令和 4 年度は補正総額 1, 5 0 0 万円とし、流用額を 9 4 9 万 1, 0 0 0 円としているが、本来は専決処分等で処すべきものを安易に充用したのではないか。

こちらのほうを総括質疑に上げたほうがいいと思う方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○川上委員長 多数でございます

1 1 番、対外競技補助金及びスポーツ振興補助金の規則を改め、事実上の減額策を実施している。子どもたちは全道、全国で七飯町の看板を背負って一生懸命頑張っている。この姿に報いるのが行政ではないか。

また、準要保護規定基準を所得額から収入額に改め、結果として小中学校の対象者を各 3 0 % 減少し、金額は 2 3 0 万円の軽減策を取った。しかし、一方では子どもの育成に関する基金を設立するなど、子どもに寄り添った政策を取るなど、まさに逆行する行為であり、子どものひたむきな努力を評価し、家庭の経済力を勘案し、いま一度町長に努力してもらいたいが、どう考えているか。

総括質疑に上げたほうがよろしい方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○川上委員長 分かりました。

それでは、挙手の結果、今読み上げたものを町長への総括質疑事項として提出していきたいと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 異議なしと認めます。

それでは、ただいま読み上げましたものを町長への総括質疑事項に決定いたしました。(「委員長」と呼ぶ者あり)

田村委員。

○田村委員 質疑事項の中の 4 番の浄化槽、ここは第 1 1 条になっているのですけれども、第 7 条及びのほうがいいのではないかと思います。

○川上委員長 7 条及び。

○田村委員 はい。第 1 1 条ということで。

それから10番の予備費の予が抜けていたということと、それから11番の上から三つ目、また準用保護規定基準ではなくて算定基準なのです。規定基準ではなくて算定基準……。

○川上委員長 保護規定、算定。

○田村委員 算定基準に直していただきたい。

○川上委員長 一つ御了解いただきたいのですが、書いてある内容を変えずに、文章をちょっと短くさせていただくこともあり得ると思いますけれども、御了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 よろしくお願いたします。

次に、町長への総括質疑の方法でございますけれども、例年どおり委員長が代表で総括質疑を行って、その後、町長からの答弁をいただいて、その後、各委員から町長へ質疑という流れでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 そのようにさせていただきます。

それでは、委員長のほうから代表で総括質疑を行うこととします。各委員には、委員長の代表総括質疑が終わってから町長の答弁をいただいて、町長への質疑を行っていただきたいと思っております。

町長総括の理事者側の出席者について確認いたしたいと思っておりますけれども、出席要求は、町長、副町長、教育長の3名でよろしいか伺います。よろしいですか。(「去年どうでしたっけ」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 たしか、去年……。 (「発言する者あり」)

○川上委員長 去年3人だったそうです。あとはその場所、控え室であとは。

じゃあ、町長、副町長、教育長の3人の出席ということで御了解いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 3人の出席を……。 (「委員長すみません、暫時休憩してください」と呼ぶ者あり)

暫時休憩いたします。

午後 1時42分 休憩

午後 1時43分 再開

○川上委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

それでは、町長総括の理事者側の出席者につきましては、町長、副町長、教育長の3名ということで決定いたしました。

それでは、町長への総括質疑でございますけれども、9月19日火曜日、午前10時から行いたいと思います。

その後、令和4年度の決算の認定についての採決を行ってまいりたいと思います。

それでは、お諮りいたします。

本日予定していた審議は全て終了いたしました。

本日は、これをもって終了したいと思います。が、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって終了いたします。

御苦労さまでございました。

午後 1時44分 散会

以上会議の顛末を記録しその相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員長